



Tax Alert

ベルギー・コンゴ民主共和国 租税条約の新規発効

2012年2月10日、ベルギーとコンゴ民主共和国(旧ザイール、以下コンゴ)の二国間における租税条約がベルギー官報に掲載されました。このベルギーとの条約が、コンゴ初の租税条約の発効となります。

ベルギー・コンゴ間租税条約は2011年12月24日に発効となり、以下に適用されます。

- ▶ 2012年1月1日以降に得た所得に対する、あるいは支払対象となる源泉税
- ▶ 2012年1月1日以降に開始の課税対象年度に関連の所得に対して発生するあるいは課されるその他の税

この租税条約の多くは OECD モデル条約(2005年)に沿うものです。また最恵国待遇条項が含まれており、コンゴが他の EU 加盟国とより好条件の源泉税の低減又は免除を提供する租税条約を締結した場合、当条約における配当、利子、使用料(ロイヤルティ)に対する源泉税率は自動的に低減されることとなります。

1. 恒久的施設(PE)に帰属する利益の決定方法

PE に帰属する利益の算定にあたり PE の事業目的に対して生じた経費(経営管理費及び一般管理費を含む)については、当条約により、その発生地にかかわらず控除項目として処理することができます。

ただし、使用料(ロイヤルティ)、フィーまたはその他類似の支払い、コミッション、あるいは PE への貸付利子(銀行業務を除く)の形態による支払額(実際の費用の払戻し以外)に関しては、PE から本社あるいはその他の事業所への支払、また本社から PE への支払いについて、控除は認められません。



2. 配当金

(1) コンゴにおける扱い

- ▶ 租税条約による配当源泉税の最高税率は原則 10%となります。
- ▶ ただし、投資法あるいは特定産業部門の投資関連法規の下で所得税免除の恩典を受けているコンゴ会社からの配当に関しては、配当の実質的な受益者(beneficial owner)がベルギー会社であってかつ配当支払会社の持分を25%以上有している場合、適用源泉税率は15%となります。
- ▶ コンゴ国内における配当に対する源泉税率は20%です(ただし、鉱業法に基づき、鉱業会社については国内配当源泉税率は10%となります)。

(2) ベルギーにおける扱い

- ▶ 配当支払を行う会社の持分の最低25%を実質的な受益者が直接所有する場合の適用税率は5%、その他の場合は10%です。
- ▶ ベルギー国内における配当源泉税率は、特定要件を満たす場合(1994年1月1日以降に現金を対価として発行された記名株式に対する配当)は21%、その他の場合には25%です。ただし、ベルギーでは、租税条約締結国に所在する適格親会社への支払配当に対し内国法に基づき源泉税の免除を受けることが可能です。

3. 利子

- ▶ 租税条約による利子所得に対する源泉税の最高税率は10%となります。
- ▶ ただし、租税条約において、相手国における公的機関(public entities)への支払利子、及び商業・銀行ローンへの利子については免税規定があります。
- ▶ コンゴ国内における利子源泉税率は20%です。(なお、鉱業法の規定に基づき、コンゴ国外において締結された外貨ローンについては、鉱業会社における利子源泉税率は0%となります。)

- ▶ ベルギー国内における利子源泉税率は21%ですが、内国法規及び条件により0%となります。

4. 使用料(ロイヤルティ)

- ▶ 租税条約による使用料に対する源泉税の最高税率は10%となります。
- ▶ 使用料の源泉税率はコンゴ国内においては20%、ベルギー国内においては15%です。

5. キャピタルゲイン

- ▶ 原則として、キャピタルゲインは締約国の売手側居住国においてのみ課税の対象となります。
- ▶ ただし、租税条約により、締約国のいずれかの居住者による株式売却価額のうち50%超を不動産の価値が占めている場合、キャピタルゲインの源泉地国において課税の対象とされる可能性があります。
- ▶ 原則及びOECDモデル条約から外れたいくつかの例外が規定されていることに留意する必要があります。

6. 二重課税の回避

(1) コンゴにおける扱い

- ▶ コンゴにおいて、同国法の下における税額から租税条約に基づくコンゴ居住者によるベルギー税金の支払額と同額の控除を認めています。ただし、控除額はコンゴにおける税額のうち所得または資本に基づき生じた税額をそれぞれ越えることはできません。
- ▶ コンゴ居住者による所得または所有資本のうち租税条約に基づき免税となるものについて、当該居住者の残りの所得又は資本に対する税額算出の際に勘案されることがあります。

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity.

(2-1)ベルギーにおける扱い: 配当、利子、使用料以外の所得または利益

- ▶ ベルギーにおける二重課税は、コンゴにおいて租税条約に基づき課税された所得あるいはキャピタルゲインに対する免税手当(累進方式)により回避されます。

(2-2)ベルギーにおける扱い: 配当、利子、使用料

- ▶ コンゴ会社からベルギー会社に支払われたまたは割当てられた配当は、ベルギーの配当金資本参加免税規則に規定される制限・条件の下で免税となります。
- ▶ 更に、ベルギー内国法規定に基づき、コンゴ経済開発促進のための特別措置により免税の恩典を受けているコンゴ会社からベルギー会社が受領する配当については源泉税が免税となります。この免税措置は 10 年間有効であり、この 10 年が終了する前にベルギーの権限ある当局が免税措置の非更新を決定しない限り、更に 10 年間の延長が可能です。
- ▶ ベルギー内国法規定に基づき、利子または使用料に対してコンゴで課税された額と同額をベルギー税額から控除することが認められます。

まとめ

- ▶ ベルギーはコンゴと租税条約を締結した最初の国であり、この租税条約によりベルギーとコンゴとの経済、商業、貿易がより活発になることが期待されています。
- ▶ ベルギーの他のアフリカ諸国(アルジェリア、エジプト、ガボン、ガーナ、コートジボワール、モーリシャス、モロッコ、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、チュニジア)との広範な租税条約ネットワークも、国際ビジネスにおいて有益に活用できます。
- ▶ 米国、南アフリカ、中国、インド等、コンゴに対する重要な投資を有する国においては、この租税条約によるベネフィットを享受するため、ベルギー持株会社を通じた投資スキームを導入されることをお勧めいたします。

本文記事に関するご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡をいただければ幸いです。

Japan Business Services Contacts

稲吉 崇 Manager, JBS	+32 (0)2 774 9238 takashi.inayoshi@be.ey.com
Peter Moreau Partner - Belgium JBS Tax leader	+32 (0)2 774 9187 peter.moreau@be.ey.com
Diederik.Ellemeet Manager, Belgium Tax Desk	+81-3-3506-1267 Diederik.Ellemeet@jp.ey.com

Ernst & Young Tax Consultants

De Kleetlaan 2, B-1831 Diegem (Brussels), Belgium

© Ernst & Young 2012. Published in Belgium
All Rights Reserved.

In line with Ernst & Young's commitment to minimise its impact on the environment, this document has been printed on paper with a high recycled content.